

女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下本条約）が1985年に批准されて以来、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法の制定、家庭科の男女共修化などの施策が進みました。しかし、残念ながら、社会、結婚、地域、雇用等、さまざまな分野で今なお女性に対する差別が解消されておらず、女性差別の是正は国際的に見ても遅れています。

本条約の実効性を高めるため、個人通報制度と国連女性差別撤廃委員会（以下委員会）の調査制度を定めた「女子差別撤廃条約選択議定書（以下選択議定書）」は、1999年の国連総会で採択され、2000年12月に発効、現在までに世界で98カ国が批准しています。

しかし、日本政府は個人通報を受理した委員会の見解と我が国の裁判の内容が異なる場合など、司法権の独立を侵す恐れを理由に、いまだに批准していません。経済協力開発機構（OECD）加盟国で、未批准国はアメリカと日本の2国のみです。

2003年夏、委員会は、日本政府に対して「選択議定書により提供される制度は、司法の独立性を強化し、女性に対する差別への理解をすすめる上において司法を補助するものであると強く確信している」と批准を「勧告」しており、今年7月23日にニューヨークで行われた審議でも批准の重要性が指摘されました。

加えて、昨秋以降の未曾有の経済・金融危機のなか、妊娠・出産を理由にした不利益な扱いや、育児休業などを理由にした女性の解雇などが急増していることから、妊娠中の女性に特別の保護を与えることを定めている本条約の徹底が緊急の課題となっています。

一方、政府は、男女共同参画社会基本法を制定して目標を明示し、都道府県で基本計画を策定し、この法律の理念の実現を「21世紀の最重要課題」と位置づけています。「選択議定書」についても、男女共同参画審議会答申において「男女共同参画の視点から積極的な対応を図っていく必要がある」と明記され、批准へ積極的姿勢を示しています。

こうした現状に即し、本条約が真の実効性を持ち、男女の人権がともに保障される男女平等社会の実現を促進するため、また日本が先進国として国際社会での中心的存在となり責任を果たしていくためにも、選択議定書の批准が求められています。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、選択議定書採択10年の節目にあたる本年こそ、選択議定書を批准するよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成21年10月27日

江戸川区議会議長 須賀 精二

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣
法務大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画） あて